

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

今後における労働衛生監督指導の進め方について

職業性疾病の予防対策については、これまで行政の重要課題の一つとして取り上げ重点的に監督指導を実施してきたところであり、その結果、各局における行政の進捗に格差がみられるものの一応の成果がみられるところである。

しかしながら、中小企業等の中には依然として労働衛生管理に係る意識が低い企業もみられ、改善の遅れた職場環境の下に置かれた労働者の中から、毎年職業性疾病が新たに発生しているところである。

このような現状にかんがみ、職業性疾病予防のための監督指導については、引き続き実施する必要があるので、各局においては、下記に留意の上、その効果的な推進に遺憾のないようにされたい。

記

1 監督指導の基本的態度

- (1) 職業性疾病を未然に防止し、職場における労働者の健康障害をなくすことは行政の重点課題の一つであるが、その発生の状況等に種々の形態がみられ、したがって、職業性疾病の予防対策については、作業環境管理、作業管理、健康管理等に係る諸々の施策を総合的に推進しなければその効果が期待し得ないものである。

職業性疾病予防のための監督指導は、この総合対策の一環として推進するものであるが、その中に占める監督指導の役割は、企業における労働衛生管理体制を確立させ、自主的労働衛生管理活動の促進を図ることによって、法定基準の履行を図り、もって職場における危険、有害な要因の排除を期することにある。

- (2) 職業性疾病については、職業がん、じん肺などのように極めて重篤なものや、放射線障害、酸素欠乏症等のように社会的に重大な問題となるものが多いが、危険、有害な要因の種類によって、その重篤性の程度、発生状況等には相当の違いがみられるとともに、製造し、又は取り扱う有害物質の量の多寡や環境条件によってもその発生状況が大きく異なるところである。

また、職業性疾病予防対策については、局間の格差を是正しつつ、全国斉一的に推進するとともに立ち遅れのみられる中小企業等へ逐次浸透を図る必要がある。

監督指導に当たっては、このような実情に応じ、監督指導の対象とすべきものの範囲及び対象とするものにあっては取り上げるべき優先順位を明確にすることが重要である。

- (3) したがって、今後における職業性疾病予防のための監督指導に当たっては、上記(1)及び(2)を基本とし、各局はこれまでの行政実績を踏まえつつ、職業性疾病の発生状況、その重篤性、

法の遵守状況等それぞれの管内事情に応じ、問題のみられる対象を重点とする中長期的観点に立った監督指導計画を策定し、これにより監督指導を実施することとする。

2 管内事情の把握

(1) 管内事情、対象事業場の把握

的確な監督指導を実施するに当たっては、管内における職業性疾病の発生状況、各種衛生基準の遵法状況等について把握するとともに、対象事業場の的確な把握が極めて重要である。このため、労働安全衛生法(以下「法」という。)第88条に基づく計画の届出等の活用、必要に応じた対象事業場の把握のための通信調査の実施等のほか、関係業界からの情報収集等により対象事業場の把握に努めること。

(2) 台帳等の整備

有害業務事業場台帳、有害業務事業場名簿等の一層の整備を図ることとするが、例えば、疾病の重篤性の程度、発生状況等から問題の認められる事業場については、監督復命書、プロセスフローシート等関係資料を一括してファイル化するなどにより、監督指導のための基礎的資料の整備に努めること。

[Redacted text block]

3 監督指導計画の策定

職業性疾病予防のための監督指導については、本来、最大限の業務量を投入すべきものであるが、当面する他の重要な行政課題にも対応する必要があること、対象事業場が膨大であること等から、限られた監督能力で最大の効果を発揮するためには、問題の多い対象に対して、逐次重点的に監督指導を実施する必要がある。

したがって、このような観点から、各局においては、当該対象の実情、主体的能力等を十分勘案するとともに、次に示すところに留意して、対象として取り上げるべき優先順位を明確にし、中長期的見通しの上に立った監督指導計画を策定すること。

(1) 監督指導の重点に含めるべき対象としては後記4のとおりであるが、監督指導計画の作成に当たっては、

[Redacted text block]

(2)

イ [Redacted text block]

ロ [Redacted text block]

ハ [Redacted text block]

ニ [Redacted text block]

(3) 具体的な対象事業場の選定に当たっては、有害物質の性状、取扱量、作業頻度等、ばく露の態様を十分考慮するなど健康障害発生の危険性に対する総合的な配慮を行い、その危険性が低いと認められるもの、例えば、取扱量が少量あるいは一時的なものであって問題が少ないと認

められるものについては、当面の対象から除外するなど、監督指導の実効が確保されるよう配慮すること。

- (4) 監督指導の実施に当たっては、必要に応じ重点とすべき事項を定めて行うこととし、各対象について、重点に含めるべき事項を例示すれば別紙1のとおりであること。

4 監督指導の重点対象

全国的に共通して問題の認められる対象は次のとおりであるが、各局においては、管内事情を踏まえ、必要に応じこれ以外のものであっても対象として取り上げること。

(1) 有機溶剤中毒予防規則関係

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(2) 鉛中毒予防規則関係

イ

ロ

ハ

ニ

(3) 特定化学物質等障害予防規則関係

イ

ロ

(4) 高気圧作業安全衛生規則関係

(5) 電離放射線障害防止規則関係

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(6) 酸素欠乏症等防止規則関係

イ

ロ

(7) 粉じん障害防止規則関係

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

ヘ

ト

チ

5 監督指導に当たっての留意すべき事項

(1) 共通事項

イ 重点的な業務量の投入

総合的な改善措置を講ずる必要があると認められる対象事業場については、衛生管理特別指導事業場に指定するか、あるいは、問題点の十分な把握と改善に至るまで反復継続した監督指導を行うなど重点的な業務量投入に配慮すること。

特に、大規模事業場等複雑で問題の多い対象については、労働衛生指導医、労働衛生専門官等を含むチーム編成の監督指導により、徹底的な問題点の把握と総合的な改善方策の指示を行うとともに、事後も一貫してフォローするような方式を導入することも考慮すること。

ロ 事前の準備等

監督指導の実施に当たっては、当該事業場の職業性疾病の発生状況と、その予防上の問題点を概括的に把握しておくこと。特に危険有害な作業がどこにあるか、どのような有害物質がどの工程で使用されているか、そこで働く労働者の数などの概要についてあらかじめプロセスフローシート、健康診断結果報告書等から把握しておくことが必要であること。

また、臨検監督は、予告なく行うことを原則としているところであるが、特に労働衛生監督に関しては、

特段に配慮すること。

ハ

ニ 元方事業者の下請事業者に対する指導又は指示

有害作業を専ら下請事業者に行わせる元方事業者に対しては、下請労働者の危害防止のため特殊健康診断、測定の実施の確保等について、法第29条第1項及び第2項に基づく必要な指導又は指示を行わせるよう指導すること。

ホ 有害性の調査等

事業場で使用されている化学物質の名称、有害性等が不明の場合には、事業者には法第58条に基づく有害性の調査、例えば購入経路による調査等を実施させ、確認すること。また、当該化学物質が法第57条の表示対象物又はその疑いが十分ある物である場合には、昭和49年3月28日付け基発第158号「労働安全衛生法第57条に基づく表示制度の徹底について」により通報すること。

へ 作業環境の測定

(イ) 作業環境の測定については、法第65条第2項の規定に基づく作業環境測定基準(特に同基準第2条、第10条、第11条及び第13条)に従った測定が実施されているか、指定作業場については、作業環境測定士又は作業環境測定機関が実施しているか、また、測定結果に基づく改善措置の実施状況及び衛生委員会への付議状況についても確認すること。

(ロ) [REDACTED]

(ハ) 作業環境測定結果の評価及びこれに基づく作業環境管理については、「作業環境の評価に基づく作業環境管理要領」によるよう指導すること。

ト 局所排気装置、除じん装置等

局所排気装置、除じん装置等については、特に定期自主検査の実施状況を確認すること。

この場合、局所排気装置については「局所排気装置の定期自主検査指針」により、除じん装置については「除じん装置の定期自主検査指針」により定期自主検査を実施するよう指導すること。

また、局所排気装置の能力判定については、事業者が測定した結果がある場合にはその測定結果を提示させ、これにより適否を判断して差し支えないが、次のいずれかに該当する場合には、漏風試験器によるスモークテストを実施し、局所排気装置のフードへの白煙の流入状況を確認しその結果に基づき所要の措置を講ずること。

① 測定した結果がない場合

② 測定した結果がある場合であっても健康診断の結果、異常者又は有所見者が認められる場合、著しい臭気が感じられる場合等

なお、局所排気装置の能力が制御風速により定められている場合であって、前記のスモークテストの結果、白煙の一部のみ吸い込まれると認められるときは、熱線風速計等による制御風速の測定を事業者に行わせ、その結果に基づき措置すること。

チ 特殊健康診断の実施状況等

(イ) 特殊健康診断については、対象労働者、項目及び期間についての的確に実施されているかどうかを確認するとともに、健診結果に基づく事後措置を要する者がある場合には、当該労働者が従事していた作業環境、作業方法等についての検討の有無、その改善状況等を確認し、必要に応じ是正させ、又は改善させること。また、衛生委員会への付議状況及び産業医又は健診担当医師の意見の反映状況についても配慮すること。

(ロ) 監督指導の際、作業環境、作業態様、従事歴、取扱物質の種類からみて職業性疾病に罹患している疑いがあり診断の必要がうかがわれた場合、又は労働者本人、事業者、産業医からの診断の依頼若しくは相談のあった場合には、昭和51年8月9日付け基発第571号「職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス及び所属事業場の環境測定等の実施について」により診断サービス等の実施についても留意すること。

リ 国の援助

中小企業等の監督指導に当たっては、労働衛生関係の助成策である中小企業共同作業環境管理事業助成制度、中小企業労働者健康管理事業助成制度及び労働安全衛生融資制度にも留意すること。

ヌ [REDACTED]

[Redacted]

(2) 個別事項

イ 高気圧作業安全衛生規則関係

(イ) 高圧室内作業者に適正な減圧を行うことは、高気圧障害防止の基本であるので、高気圧作業安全衛生規則第18条に定める減圧の速度等の基準の履行状況を自記記録圧力計の記録等により確認すること。

(ロ) あらかじめ、その日の作業計画において、圧力及び高圧下の時間に応じた適正な減圧方法を定め、関係者に周知するよう指導すること。

(ハ) [Redacted]

(ニ) 再圧室の管理については、昭和50年4月7日付け基発第194号「再圧室の適正な管理等について」によること。

(ホ) [Redacted]

ロ 電離放射線障害防止規則関係

(イ) [Redacted]

(i) [Redacted]

(ii) [Redacted]

(iii) [Redacted]

(iv) [Redacted]

(ロ) [Redacted]

(ハ) [Redacted]

(i) [Redacted]

(ii)

(iii)

ハ 酸素欠乏症等防止規則関係

(イ) 監督指導に当たっては、表示等による酸素欠乏危険場所についての危険性の周知、測定機器、呼吸用保護具等の使用法の周知徹底及びその保守・点検、救出時の呼吸用保護具及び安全帯の使用等に特に留意して指導すること。

(ロ) 監督指導の際には、通常酸素欠乏危険作業が行われていない場合が多いので、

(ハ) 酸素欠乏危険作業を行う場所の空気中の酸素濃度又は硫化水素濃度を確認する場合には、原則として、監督官自らが測定を行うことなく、事業者にも測定させること。

ニ 粉じん障害防止規則関係

(イ) 本監督指導は、今後3年間については別途示す「粉じん障害防止総合対策推進要綱」の一環として実施されるものであることに留意すること。

(ロ) 本規則は、鉱山保安法の適用のある鉱山についても適用されるが、鉱山に対する粉じん則に係る監督指導を実施する場合には、事前に鉱山保安監督局(部)と十分な連携をとること。

別添

1 有機溶剤中毒予防規則関係

- (1) 局所排気装置等の設置(第5条、第6条、第14条)
- (2) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第19条、第19条の2)
- (3) 局所排気装置の定期自主検査の実施(第20条)
- (4) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示(第24条)
- (5) 有機溶剤等の区分の表示(第25条)
- (6) タンク内作業時の措置(第26条)
- (7) 作業環境測定の実施(第28条第2・3項)
- (8) 健康診断の実施(第29条第2・3項)
- (9) 呼吸用保護具の使用(第32条、第33条)

2 鉛中毒予防規則関係

- (1) 局所排気装置等の設置(第5条～第19条、第24条、第25条、第28条～第31条)
- (2) コンベヤーの密閉設備又は局所排気装置の設置(第20条第1号)
- (3) 乾燥設備からの漏えい防止措置(第21条第1号)
- (4) ろ布式除じん装置に講ずべき措置(第22条)
- (5) 除じん装置の設置(第26条第1・2項)
- (6) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第33条、第34条)
- (7) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第35条)
- (8) 休憩室の設置(第45条第1項)
- (9) 鉛濃度の測定の実施(第52条第1項)
- (10) 健康診断の実施(第53条第1項)

3 特定化学物質等障害予防規則関係

- (1) 第1類物質及び第2類物質に係る設備の設置(第3条、第4条、第5条、第7条)
- (2) 除じん装置等用後処理装置の設置(第9条第1・2項、第10条第1項、第11条第1・2項、第12条)
- (3) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第27条、第28条)
- (4) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第30条、第31条)
- (5) 作業環境測定の実施(第36条第1項)
- (6) 休憩室の設置(第37条第1項)
- (7) 洗浄設備の設置(第38条)
- (8) 健康診断の実施(第39条第1・2項)

4 高気圧作業安全衛生規則関係

- (1) 高圧室内業務の設備等に係る措置(第2条～第7条の4)
- (2) 高圧室内作業主任者の選任及び職務の遂行(第10条)
- (3) 特別教育の実施(第11条第1項第1・2・3・5・6号)
- (4) 減圧速度等の厳守(第18条)
- (5) 自記記録圧力計の備付及び記録の保存(第20条の2)
- (6) 設備等の点検及び修理の実施(第22条)
- (7) 健康診断の実施(第38条第1項)
- (8) 再圧室の設置等の措置(第42条)

5 電離放射線障害防止規則関係

- (1) 被ばく限度の遵守(第4条～第6条)
- (2) しゃへい物の設置(第16条)
- (3) 被ばく線量測定の実施及び記録の保存(第20条第1項、第21条)
- (4) 空気中の放射性物質の濃度の限度の遵守(第24条)
- (5) 放射性物質取扱作業室内の汚染検査等の実施(第29条)
- (6) 退去者及び持出し物品の汚染検査の実施(第31条第1項、第32条第1項)
- (7) 呼吸用保護具、保護衣類等の使用(第38条、第39条)
- (8) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第46条、第47条、第52条の2、第52条の3)
- (9) 作業環境測定の実施(第54条第1項、第55条)
- (10) 健康診断の実施(第56条)
- (11) 放射線測定器の備付(第60条)
- (12) 安全衛生教育の実施(安規第35条第1項、電離則第52条の5)

6 酸素欠乏症等防止規則関係

- (1) 酸素、硫化水素濃度の測定の実施(第3条)
- (2) 測定器具の備付(第4条)
- (3) 換気の履行確保(第5条第1項)
- (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第11条)
- (5) 特別教育の実施(第12条)
- (6) 監視人の配置(第13条)
- (7) 避難用具の備付(第15条)

7 粉じん障害防止規則関係

- (1) 特定粉じん発生源に係る措置(第4条～第6条、第11条)
- (2) 除じん装置の設置(第10条、第13条)
- (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第17条)
- (4) 特別教育の実施(第22条)
- (5) 清掃の実施(第24条)
- (6) 作業環境測定の実施(第26条)
- (7) 呼吸用保護具の使用(第27条第1項)
- (8) 健康診断の実施(じん肺法第7条、第8条)